

# 食品中の放射性物質に係る 規格基準の設定

## ■ 食品区分の範囲について

食品区分	設定理由	含まれる食品の範囲
飲料水	<ul style="list-style-type: none"> <li>①全ての人が摂取し代替がきかず、摂取量が大きい</li> <li>②WHOが飲料水中の放射性物質の指標値(10 Bq/kg)を提示</li> <li>③水道水中の放射性物質は厳格な管理が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶</li> </ul>
乳児用食品	<ul style="list-style-type: none"> <li>○食品安全委員会が、「小児の期間については、感受性が成人より高い可能性」を指摘</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの</li> <li>○乳児の飲食に供することを目的として販売するもの</li> </ul>
牛乳	<ul style="list-style-type: none"> <li>①子どもの摂取量が特に多い</li> <li>②食品安全委員会が、「小児の期間については、感受性が成人より高い可能性」を指摘</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料</li> </ul>
一般食品	<p>以下の理由により、「一般食品」として一括して区分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①個人の食習慣の違い(摂取する食品の偏り)の影響を最小限にすることが可能</li> <li>②国民にとって、分かりやすい規制</li> <li>③コーデックス委員会などの国際的な考え方と整合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○上記以外の食品</li> </ul>

## ■ 「一般食品」の基準値の考え方

- 食品中の放射性物質（放射性セシウム134及び137、ストロンチウム90、ルテニウム106、プルトニウム）からの線量が年間1mSvを超えないように設定する。
- この際、放射性セシウム以外の核種は、測定に時間がかかるため、放射性セシウムとの比率を算出し、合計して1mSvを超えないように放射性セシウムの基準値を設定する。



＜「飲料水」の線量＝飲料水の基準値(Bq/kg)×年齢区分別の飲料水の摂取量×年齢区分別の線量係数＞

- 飲料水については、WHOが示している基準に沿って、年間線量を約0.1mSv、基準値を10 Bq/kgとする。
- 一般食品に割り当てる線量は、介入線量レベル(1mSv/年)から、「飲料水」の線量(約0.1 mSv/年)を差し引いた約0.9 mSv/年となる。
- 当該線量を年齢区分別の年間摂取量と換算係数で割ることにより、限度値を算出する（この際、流通する食品の50%が汚染されているとする）。

# ■ 「乳児用食品」の範囲について

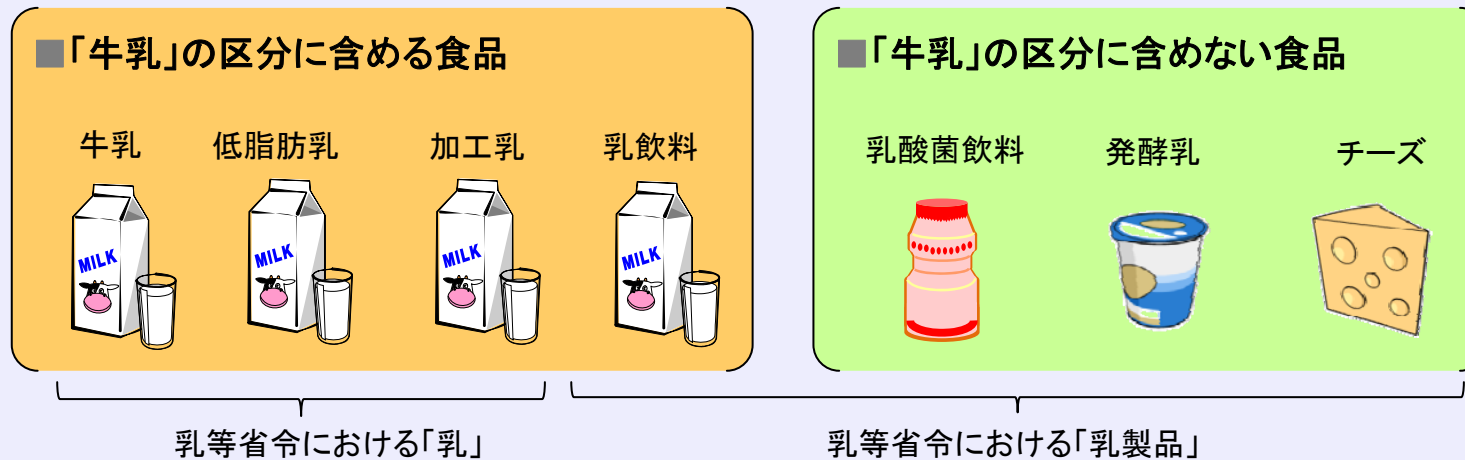
カテゴリー	含まれる食品の範囲
<p>●健康増進法第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの</p>	<p>■ 乳児用調製粉乳</p> 
<p>●乳児の飲食に供することを目的として販売するもの</p> <p>→消費者が表示内容等により乳児向けの食品であると認識する可能性が高いものを対象とする。</p>	<div data-bbox="775 671 1375 895"> <p>■ 乳幼児を対象とした調製粉乳</p> <p>フォローアップミルク等の粉ミルクを含む</p>  </div> <div data-bbox="775 927 1375 1150"> <p>■ 乳幼児用食品</p> <p>おやつ等</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="1081 981 1220 1141"> <p>赤ちゃん用 たまごポーロ</p>  </div> <div data-bbox="1227 981 1366 1141"> <p>7ヶ月から ソフトせんべい</p>  </div> </div> </div> <div data-bbox="775 1182 1375 1406"> <p>■ ベビーフード</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="985 1268 1142 1380"> <p>離乳食 7 か月ごろ</p>  </div> <div data-bbox="1176 1220 1332 1380"> <p>ベビーフード</p>  </div> </div> </div> <div data-bbox="1420 671 2011 1031"> <p>■ 乳幼児向け飲料</p> <p>飲用茶に該当する飲料は飲料水の基準を適用</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="1601 829 1713 1013"> <p>ジュース 6 か月ごろ～</p>  </div> <div data-bbox="1769 829 1881 1013"> <p>のび ヨーグルト 6 か月ごろ～</p>  </div> </div> </div> <div data-bbox="1420 1062 2011 1406"> <p>■ その他</p> <p>服薬補助ゼリー、栄養食品等</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="1534 1204 1657 1372"> <p>おくすりゼリー</p>  </div> <div data-bbox="1702 1204 1892 1372"> <p>赤ちゃん用 サプリメント</p>  </div> </div> </div>

## ■「牛乳」の範囲及び「乳児用食品」「牛乳」の基準値について

### <「牛乳」の区分に含める食品>

「牛乳」に含める食品は、乳及び乳飲料とする。

乳飲料は、乳等を主原料とした飲料であり、消費者から牛乳や加工乳と同類の商品と認識されているものを含むため。



- 「乳児用食品」及び「牛乳」については、子どもへの配慮の観点で設ける食品区分であるため万が一、流通する食品の全てが汚染されていたとしても影響のない値を基準値とする。

→ 新たな基準値における一般食品の100 Bq/kgの半分である50 Bq/kgを基準値とする。

## ■ 製造、加工食品の基準値適用の考え方

### ● 基本的な考え

製造食品、加工食品については、原材料の状態、製造、加工された状態それぞれで一般食品の基準値を適用することを原則とする。

ただし、以下の①、②の食品については、コーデックス委員会のReady-to-eatの考え方を踏まえて、基準値を適用する。

#### ① 乾燥きのこ類、乾燥海藻類、乾燥魚介類、乾燥野菜など原材料を乾燥させ、水戻しを行い、食べる食品

→食用の実態を踏まえ、原材料の状態と食べる状態(水戻しを行った状態)で一般食品の基準値を適用する。

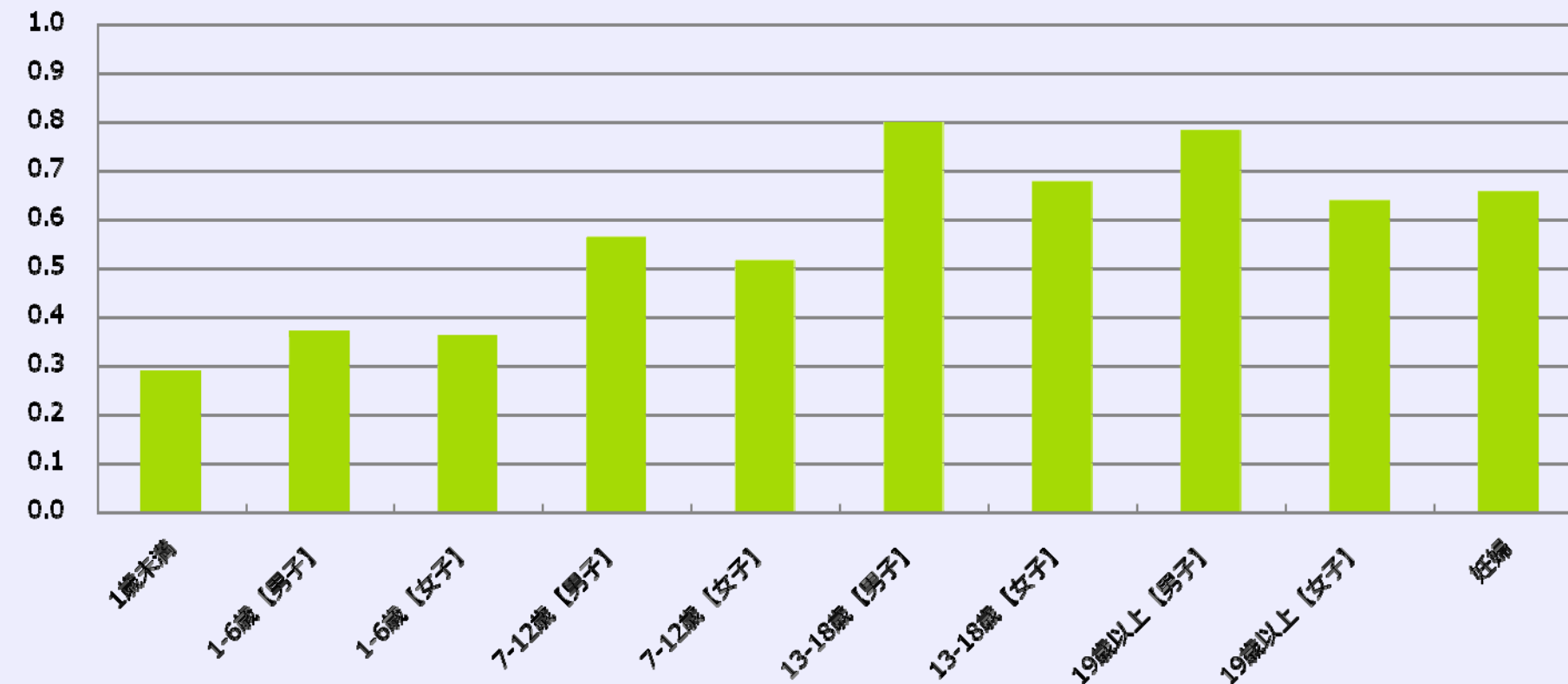
注)のり、煮干し、するめ、干しぶどうなど原材料を乾燥させ、そのまま食べる食品は、原材料の状態、製造、加工された状態(乾燥した状態)それぞれで一般食品の基準値を適用する。

#### ② 茶、こめ油など原料から抽出して飲む、又は使用する食品

→食用の実態、原材料の状態と飲用、使用する状態で食品形態が大きく異なることから、原材料の状態では基準値の適用対象としない。茶は、製造、加工後、飲む状態で飲料水の基準値を、米ぬかや菜種などを原料とする油は油で一般食品の基準値を適用する。

## ■ 基準値の食品を摂取し続けた場合の被ばく線量

被ばく線量 (mSv/年)



● 基準値上限の食品を摂取し続けることは想定し得ず、実際の被ばく線量はこれより相当程度小さい値になることが想定される。

注) 放射性セシウムから受ける実際の被ばく線量は、全年齢(男女)の平均摂取量で試算した場合、年間0.04 mSv程度(中央値)と推計される。

※「飲料水」「乳児用食品」「牛乳」は汚染割合100%、「一般食品」は汚染割合50%として算出

# ■ モニタリング検査における放射性セシウムの基準値超過割合

品目	超過割合	福島県						その他					
		3月～6月		7～9月		10～11月		3月～6月		7～9月		10～11月	
		暫定規制値 超過 (500 Bq/kg)	新基準値 超過 (100 Bq/kg)	暫定規制値 超過 (500 Bq/kg)	新基準値 超過 (100 Bq/kg)	暫定規制値 超過 (500 Bq/kg)	新基準値 超過 (100 Bq/kg)	暫定規制値 超過 (500 Bq/kg)	新基準値 超過 (100 Bq/kg)	暫定規制値 超過 (500 Bq/kg)	新基準値 超過 (100 Bq/kg)	暫定規制値 超過 (500 Bq/kg)	新基準値 超過 (100 Bq/kg)
米	超過数/検査件数 (超過率)	-/- (-) ※1	-/- (-) ※1	0/669 (0%)	1/669 (0.1%)	1/619 (0.2%)	8/619 (1.3%)	-/- (-) ※1	-/- (-) ※1	0/2061 (0%)	1/2061 (0%)	0/503 (0%)	0/503 (0%)
野菜類	超過数/検査件数 (超過率)	159/1517 (10.5%)	310/1517 (20.4%)	0/1366 (0%)	5/1366 (0.4%)	3/1124 (0.3%)	13/1124 (1.2%)	29/2190 (1.3%)	168/2190 (7.7%)	0/1264 (0%)	0/1264 (0%)	0/1409 (0%)	0/1409 (0%)
果実類	超過数/検査件数 (超過率)	11/188 (5.9%)	71/188 (37.8%)	6/779 (0.8%)	48/779 (6.2%)	6/489 (1.2%)	49/489 (10.0%)	0/152 (0%)	0/152 (0%)	0/478 (0%)	3/478 (0.6%)	0/522 (0%)	3/522 (0.6%)
茶	超過数/検査件数 (超過率)	1/1 (100%)	1/1 (100%) ※2	0/2 (0%)	2/2 (100%) ※2	-/- (-) ※1	-/- (-) ※1	42/301 (14%)	172/301 (57.1%) ※2	29/187 (15.5%)	119/187 (63.6%) ※2	121/1755 (6.9%)	1220/1755 (69.5%) ※2
キノコ類	超過数/検査件数 (超過率)	38/212 (17.9%)	88/212 (41.5%)	15/342 (4.4%)	47/342 (13.7%)	25/324 (7.7%)	67/324 (20.7%)	0/87 (0%)	4/87 (4.6%)	2/175 (1.1%)	12/175 (6.9%)	40/708 (5.6%)	195/708 (27.5%)
牛乳	超過数/検査件数 (超過率)	0/285 (0%)	4/285 (1.40%) ※3	0/137 (0%)	0/137 (0%) ※3	0/91 (0%)	0/91 (0%) ※3	0/283 (0%)	4/283 (1.41%) ※3	0/338 (0%)	0/338 (0%) ※3	0/325 (0%)	0/325 (0%) ※3
牛肉	超過数/検査件数 (超過率)	1/47 (2.1%)	13/47 (27.7%)	56/1165 (4.8%)	122/1165 (10.5%)	2/1644 (0.1%)	18/1644 (1.1%)	0/12 (0%)	0/12 (0%)	77/8519 (0.9%)	663/8519 (7.8%)	9/26737 (0%)	131/26737 (0.5%)
魚介類	超過数/検査件数 (超過率)	51/327 (15.6%)	167/327 (51.1%)	55/872 (6.3%)	336/872 (38.5%)	33/919 (3.6%)	301/919 (32.8%)	4/487 (0.8%)	34/487 (7%)	5/705 (0.7%)	32/705 (4.5%)	6/1298 (0.5%)	30/1298 (2.3%)
上記 以外	超過数/検査件数 (超過率)	9/148 (6.1%)	18/148 (12.2%)	7/450 (1.6%)	51/450 (11.3%)	43/926 (4.6%)	108/926 (11.6%)	0/136 (0%)	8/136 (5.9%)	8/809 (1.0%)	57/809 (7.0%)	3/902 (0.3%)	49/902 (5.4%)
合計	超過数/検査件数 (超過率)	270/2725 (9.9%)	672/2725 (24.7%)	139/5782 (2.4%)	612/5782 (10.6%)	113/6136 (1.8%)	564/6136 (9.2%)	75/3648 (2.1%)	390/3648 (10.7%)	121/14536 (0.8%)	887/14536 (6.1%)	179/34159 (0.5%)	1628/34159 (4.8%)

※1 検査件数が0件の場合は、-/-と示した。

※2 生茶葉や荒茶等の状態で測定した結果を示したが、新基準値(案)において、茶については飲用に供する状態で飲料水の基準値が適用される。

※3 新基準値(案)において、「牛乳」に区分される食品の基準値は50 Bq/kgであり、牛乳の新基準値超過については50 Bq/kgを超過した件数を示した。





# ■ 経過措置の設定について

- 現在の暫定規制値に適合する食品については、安全は確保されていることから、新たな基準値への移行に際しては、市場(流通)に混乱が起きないように、準備期間が必要な食品(米、牛肉、大豆)については一定の範囲で経過措置期間を設定する。
- 経過措置の対象となる食品については、消費者及び生産者に経過措置の対象となった理由と安全性について、丁寧に説明、周知を行う。

